【A表】報告対象として指定される建築物(建築設備等は次ページ参照)

項目	対象用途	対象要件	報告時期
A	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会 堂、集会場	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・客席部分の延床≥200 ㎡ (避難階のみにあるものは除く) ・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場)(※) ・延床>300 ㎡ (劇場・映画館・演芸場・観覧場)	
В	ホテル、旅館	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・2階の延床≧300 ㎡ ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ延床>300 ㎡	
С	病院	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※)	
J	有床診療所	・ 2 階の延床≧300 ㎡ ・ 3 階以上かつ延床>300 ㎡	
D	百貨店、マーケット、その他物品販売 業を営む店舗、展示場	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・2階の延床≥500 ㎡ ・延床≥3,000 ㎡ (当該用途が避難階のみにあるものは除く) ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ延床>1,000 ㎡ (展示場を除く)	
Е	共同住宅 (小倉北区)		ᄼᇎᅷᇈ
F	共同住宅(門司、小倉南、戸畑区)	・5階以上の階に当該用途	3年ごと
G	共同住宅(若松、八幡東、八幡西区)		
I	飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・2階の延床≥500 ㎡ ・延床>3,000 ㎡ (当該用途が避難階のみにあるものは除く)	
L	【就寝用途の児童福祉施設等】 老人ホーム、介護福祉サービスに関す る施設等	- 地版フナ 2 歴 N トの味のスエエ ホ > 100 ㎡ (W)	
М	【就寝用途の児童福祉施設等】 サービス付高齢者向け住宅、グループ ホーム、障害福祉サービスに関する施 設等	・地階又は3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・2階の延床≧300 ㎡	
N	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場 いずれも学校に付属するものを除く。	・3階以上の階の延床>100 ㎡ (※) ・延床≧2,000 ㎡ (当該用途が避難階のみにあるものは除く)	

(※) 上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象

【B表】報告対象として指定される建築設備等

項目	種別	対象	報告時期
1	建築設備(機械換気設備、機械排煙設備、非常 用照明)	・A表に該当する建築物のうち、共同住宅(E,F,G)を除く建築物に設けられる建築設備	
2	防火設備 (随時閉鎖式の 防火扉、防火シャッタ 一、耐火スクリーン、ド レンチャーに限る。)	・A表に該当する建築物のうち、共同住宅(E,F,G)を除く建築物に設けられる防火設備 ・A表のC、J、L又はMの用途のうち、床面積が 200 ㎡ 以上の建築物に設けられる防火設備	
3	昇降機	・エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプのものに限る) ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち、一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く。	毎年度
4	準用工作物	・観光用エレベーター、観光用エスカレーター ・遊戯施設(観覧車,ウォーターシュート,コースター 等)	